

消防法施行令別表第1(抜粋)

公表の対象となる防火対象物です。

1 項	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場
	ロ	公会堂、集会場
2 項	イ	キャバレー、カフェ、ナイトクラブ等
	ロ	遊技場、ダンスホール
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等
	ニ	カラオケボックス等
3 項	イ	待合、料理店等
	ロ	飲食店
4 項		百貨店、物品販売業を営む店舗、展示場
5 項	イ	旅館、ホテル、宿泊所等
6 項	イ	病院、診療所、助産所
	ロ	老人短期入所施設等
	ハ	老人デイサービスセンター等
	ニ	幼稚園、特別支援学校
9 項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場等
16 項	イ	複合用途防火対象物 (1 項～4 項、5 項イ、6 項又は 9 項イの用途を含むもの。)
16 項の 2		地下街
16 項の 3		準地下街